

須恵町障害者活躍推進計画

機関名	須恵町役場（町長部局）
任命権者	須恵町長
計画期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（5 年間）
須恵町における障害者雇用に関する課題	須恵町（町長部局）においては、令和 2 年 3 月 31 日現在、法定雇用障害者数は基準を満たしているが、法定雇用率は下回っているため障害者を計画的に採用する必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	○在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。
② 定着に関する目標	不本意な離職を極力生じさせない。 【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者の相談窓口として総務課人事給与係を設定し、庁舎内掲示板等により周知する。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や特性を把握し、可能な限り障害者本人の希望も踏まえた上で、職務の選定及び創出について検討する。 ○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、必要に応じて労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
4 その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。